

第 28 号議案

東京都台東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準を改めるため提出します。

東京都台東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都台東区公衆浴場法施行条例（平成24年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第14号中「10歳」を「おおむね7歳」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。